令和5年1月18日

Ž,	報告事項件名 	頁
	1 【追加】「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の二重支給に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
	2 令和4年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告につ	
	いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	3 階段昇降機設置助成事業に関する申請手続きの一部変更等について・・・・・	• 6
	4 【追加】地域包括支援センター新田の事業業務委託の公募型プロポーザル	
	による事業者の特定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	5 【追加】足立区一般介護予防教室管理運営業務委託の公募型プロポーザル	
	による事業者の特定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	6 【追加】旧本木東小学校跡地を活用した特別養護老人ホームの整備・運営	
	東要老の公費は用について、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1 7

(福祉部)

令和5年1月18日

件 【追加】「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の二重支給について 名 福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課 所管部課名 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支払データ作成に誤りが あったため、327世帯に対し、1世帯あたり5万円の給付金を二重に支給し10万 円を振り込んでいたことが判明した。 なお、二重支給の直接の原因となった2つのデータは以下のとおり表記する。 通常の支払い処理とは別の方法により作成したデータ ⇒ (A) 通常の支払い処理により作成したデータ ⇒ (B) 1 二重支給世帯数・金額 327世帯(全て住民税非課税世帯) 合計1,635万円 2 経緯 時 期 内容 11月中旬 (1)対象世帯(約9万5千世帯)に支給要件確認書(以下、 「確認書」という。) を発送し、順次支給を開始した。 ~12月中旬 (2) 不備が解消された案件は1件ずつシステムに支給決定 入力し、翌朝にまとめて(B)を行ってきた。 12月13日 (1) 提出された確認書の「支給要件に該当する旨を本人 が申告する項目のチェック漏れ」があり不備となった約 1万1千件(以下、当該案件という。)となった。 (2) 当該案件は、通常の支給スケジュールだと確認書提出 内 容 から支給までに1カ月以上かかり、年内に支給できない ことが判明したため、その対応について、課長、各係長、 職員で協議。 (3) この日の朝から当該案件に関わる問い合わせが増え、 専用コールセンターがつながりにくい状態となったこと を確認した。こうした状況を受け、当該案件は職員が補 正できる不備と判断し、年内に支給することとした。 (1) 通常、不備が解消したものは1件ずつ支給決定入力を 12月14日 するが、件数が多く1件ずつの処理では通常の支給スケ ジュールでは年内に支給できないことが判明した。 (1) このため、当該案件を抽出し、支払データへ加工する 12月15日 処理を行い(A)が完成。 (2) 今後、支給決定入力する確認書に今回処理した確認書 が混在しないよう、箱に入れ、場所も分けて管理すれば、 二重支給は起きないと課内で判断した。以後この管理は 徹底されていた。 (1) (A) は、複数名で重複世帯がないかなどを確認した 12月16日 上で、(B)とともに会計管理室に持ち込んだ。 (1) (A) と(B) の支出完了後、システム画面で対象者 12月22日 を検索したところ、すでに入金されている方がおり、そ

の後の調査で327件の二重支給を確認した。

3 原因

(1) 12月15日 当該案件の抽出作業

支払データに加工する前の抽出作業の時点ですでに、(B)の一部の327件 が混入したと推測される。そのまま支払データへの加工を行い(A)が完成し た。

(2) 12月16日 (A) の確認作業

通常作業の(B)であれば、今回のように他の確認書が誤って混入しても、シ ステムの仕様で支給済み世帯は過去の情報と突合され、支払データが作成され ない。今回、(B)とは異なる処理であったことから、システムの仕様での突合 がされないため (A) と (B) 双方に重複がないかを確認すべきであったが、そ れを見落とし(A)の中での重複を確認すれば二重支給は防げると判断した。

4 再発防止策

通常の支払い処理によるデータ作成(B)以外の方法では行わない。

5 謝罪及び返還対応状況

- (1) 12月23日に区ホームページに謝罪と返還のお願い記事を掲載するととも に、対象世帯に謝罪文と納付書を郵送。電話番号を把握している対象世帯には 電話連絡をした。
- (2) 電話に出られない世帯及び電話番号が不明な世帯には、各福祉課等と連携し、 個別に連絡できるよう努めている。
- (3) 返還状況について(1月6日現在)

	世帯数	金額
返還対象	3 2 7 世帯	1,635万円
返還済み	159世帯	795万円
未返還	168世帯	840万円

問題点

速やかな支給に努めるとともに、新たなミスを起こさないよう細心の注意を払っ 今後の方針 て取り組んでいく。

件 名 令和4年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告につい		
所管部課名	福祉部 障がい福祉課	
	第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を開催したので、以下のとおり報告する。	
	1 日時	
	令和4年12月19日(月)午後6時30分から8時まで	
	2 場所	
	区役所本庁舎1205B・C会議室	
	3 委員及び出席状況	
	別紙1のとおり	
	4 議事	
	(1) 東京都医療的ケア児支援センターの開設と今後の連携について	
	(2) 小学校における医療的ケア児支援試行事業の進捗状況について (3) 水害時個別避難計画の策定状況について	
<u></u>	(4) 区における医療的ケア児の相談体制について	
内容	 5 議事内容・意見等	
	水害時個別 ・ 医療的ケア児にかかる策定状況と避難訓練の様子を報告	
	避難計画 ・ 今後の医療的ケア児の避難訓練もぜひ実施してほしい。	
	情報の入手のしやすさは、ポータルサイトとサービス一覧のリーフ	
	レットで向上できた。総合的な窓口の設置は引き続きの検討課題 ・ 支援機関が多岐に渡るため、まず相談者のニーズの整理、必要な	
	相談体制 情報の提供、関係機関へのつなぎなどの整理が必要	
	について ・ 電話やメールでの相談先を明示し、その後来所面談や家庭訪問、	
	オンライン相談など、個々の状況に合わせて展開できるといい。	
	・ リーフレットに訪問看護など医療系のサービスも載せてほしい。	
	・ 9月に開設した東京都医療的ケア児支援センターの職員に参加い その他 ただき、開設後の状況・今後の都区の連携などを説明いただいた。	
	報告事項 ・ 区立小学校と指定保育園の連携による医療的ケア児支援の試行事	
	業について、状況と今後の展望を報告した。	
問題点	医療的ケア児情報ポータルサイトのトップページに、問い合わせ先の電話番号とメー	
問題点 今後の方針	ルアドレスをいくつか明示した。また、総合窓口の設置の必要性について、引き続き検	
112-79-1	討する。	

医療的ケア児ネットワーク協議会 委員名簿

	分野	所属	氏名	出欠
1	学識	東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部	玄 順烈	
2	医療	足立区医師会 (木村小児科クリニック)	木村 康子	
3	医療	足立区歯科医師会 (市川歯科医院)	市川 敬一	欠席
4	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松井 美穂子	欠席
5	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松﨑 敬	
6	医療	スマイル訪問看護ステーション	山本 純子	
7	障がい	楽患ナース訪問看護ステーション・楽患チャイルド	岩本 ゆり	
8	障がい	療育室つばさ・相談室とまりぎ	草野 遥香	
9	保育	足立つくし幼稚園	寺山 早苗	
10	保育	うめだ「子供の家」	廣岡 和明	
11	教育	都立花畑学園	髙橋 淳	
12	教育	区立鹿浜西小学校	藤巻 久美子	欠席
13	教育	区立竹の塚中学校	齋藤 由美子	
14	4 家族 足立区重症心身障害児(者)を守る会		村上 節子	
15	家族 足立区肢体不自由児者父母の会		蔵津 あけみ	欠席
16	6 行政 福祉部		中村 明慶	
17	行政	福祉部障がい福祉課	早崎 直人	
18	行政	福祉部障がい援護担当課	日吉 理仁	
19	行政	福祉部障がい福祉センター	髙橋 俊哉	
20	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき	橋本 太郎	欠席
21	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課	門藤 敦良	
22	行政	子ども家庭部子ども政策課	菊地 崇	
23	行政	子ども家庭部 (子ども家庭部子ども施設指導・支援課長事務取扱)	上遠野 葉子	欠席
24	行政	子ども家庭部子ども施設運営課 (子ども家庭部就学前教育推進担当課長事務取扱)	安部 嘉昭	
25	行政	衛生部衛生管理課	半貫 陽子	欠席
26	行政	教育指導部教育指導課	八尋 崇	欠席
27	行政	学校運営部学務課	飯塚 尚美	

厚 生 委 員 会 報 告 資 料

		<u> </u>		
件	名	階段昇降機設置助成事業に関する申請手続きの一部変更等について		
		高齢者 施策推進室 高齢福祉課		
 所管部課 福祉部 障がい福祉課、障がい援護担当課				
// 1	HI WI	建築室 建築審査課		
		12月12日開催の厚生委員会において、階段昇降機設置助成事業に関し		
		て指摘のあった課題について、以下のとおり検討結果を報告する。		
		1 指摘のあった課題		
		(1) 手続きに伴う費用を負担した後に、設置不可となる場合がある。		
		(2) 階段の有効幅員の実態が法制度と合致していないため、助成制度を活		
		用できない。		
		2 申請手続きの一部変更		
		(1)変更の趣旨		
		階段昇降機を設置する建物の法適合性の確認や階段昇降機の確認申請		
		│		
		て区が簡易ヒアリングや訪問調査を実施し、設置可能性を判断した後に		
		手続きを進めるようにするため。		
		(2)変更点(②~④。詳細は別紙2及び3参照)		
		変更前変更後		
		① 同動個性除るたる障がで、後度 ① 同動個性除るたる障がで、後度		
内	容	建物と階段昇降機の法適合性 建物の種類に応じ、建築確認		
, ,	Н	を施工業者に確認 について建築審査課に相談		
		②		
		訪問調査実施		
		─────────────────────────────────────		
		建築審査課に階段昇降機の確		
		③ 認申請		
		場合)		
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
		O <mark> </mark>		
		高齢福祉課または障がい援護 高齢福祉課または障がい援護		
		担当課に助成申請 担当課に助成申請		
		(a) 助成申請審査 (b) 助成申請審査		
		⑦ 助成または却下の決定 ⑦ 助成または却下の決定		
		<u>8</u> 完了確認 <u>8</u> 完了確認		
※ 重度身体障がい者を対象とした助成制度については、変更前に				
		③を未実施 ※ 木造2階以下の建築物等(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)に昇降機を設置する場合、確認申請は不要		

(3)変更時期

令和5年1月申請分から

3 階段幅の有効幅員

(1) 国土交通省の見解

ア 階段は、毎日上り下りするものであり、また災害時には避難するた めの重要な通路にもなることから、安全性を確保するための必要最低 限の基準が建築基準法及び同法施行令で定められている。

- イ 階段の寸法は、建物の用途と面積規模によって定められており、一 般の住宅の階段の有効幅は75cm以上とされている。
- ウ 階段昇降機本体が常時階段部分にない場合には、踏面からの高さが 50cm以下の階段昇降機のレール等の幅については、10cmまでは それがないものとみなして階段の幅員を算定することができる(特例 措置)。

【結論】

階段の上下階フロアのどちらかに椅子を停止させておくス ペースがある場合は、階段昇降機を使用しない時に階段の上 り口や下り口で椅子を停止させず、階段から少し離れた場所 に椅子を停止させるように設計できれば、昇降機の設置は可 能である。

(2) 足立区の方針

ア 建築基準法及び同法施行令の基準は、必要最低限の安全性を確保す るために定められたものであり、遵守しなければならないと考える。 イ このため、階段の有効幅員に関する規定の緩和については、国へは 要望せず、上記の特例措置を踏まえ、本助成制度を適切に運用してい <。

問題点

区民に分かりやすく説明するとともに、関係所管との連携を密にして本助 今後の方針 成制度を適切に運用していく。



階段昇降機設置費用助成申請の流れ

事前相談

階段昇降機の設置には必ず事前相談が必要です

- 相談先:高齢福祉課在宅支援係(障がい者は各障がい援護係)の窓口
- 制度の説明を聞いた上で「受付票」に記入していただきます。

建築確認

建築基準法への適合が必要です (別紙参照)

- お住まいの建物の種類によって、提出する書類が異なります。
- 階段昇降機の建築確認申請が必要な場合、費用が発生します。
- 階段昇降機の設置が可能かどうか事前ヒアリングを行う場合があります。

訪問調査

実際に利用できるか調査します

- 「在宅支援係」「地域包括支援センター」「障がい福祉センターあしすとの理学(または作業)療法士」の各職員(障がい者の場合は「各障がい援護係職員」と「あしすとの理学(または作業)療法士」)と「施工予定事業者」の立ち会いのもと、ご自宅で対象者ご本人の身体状況や昇降機への移動経路を確認します。
- 施工予定事業者は図面ほか、必要な書類を作成してください。
 - ※ 「建築確認」に時間を要するため併行して実施します

必要書類が揃い、訪問調査の結果「階段昇降機が必要」と判断された場合

申請書受付

この時点で申請となります

- 「階段昇降機設置費用助成申請書」を受付けます。
- ・ 施工予定事業者は「工事計画書」「図面」「見積書」「工事前写真」など必要書類を**在宅支援係** (**障がい者は各障がい援護係**)へ提出します。

助成決定→工事着工

ここから工事を開始します

- ・ 申請書類受付後、助成または却下の決定を行います。助成が決定した場合は対象者に決定通 知書、施工予定事業者へ助成券を郵送します。
- ・ 決定通知書が到着したら、工事が着工できます。

完了報告→支払い

- ・ 工事完了後、対象者から施工業者へ自己負担額を支払います。
- ・ 施工業者は請求書、助成券、工事完了写真等必要書類を在宅支援係へ提出します。
- ・ 在宅支援係(障がい者は障がい施策推進担当)から施工業者へ**区の助成決定額分を振り込み** ます。
- ・ 工事完了の検査は原則として写真で確認を行いますが、事業者立会いのもと完了確認の検査 を行う場合もあります。

階段昇降機の建築確認等の流れ

☆1~3号建築物の場合の流れ☆

建築基準法第6条第1項第1号から 第3号に分類される建築物です。

建築確認を証する下記のいずれかの書類をご 用意願います。

- 住宅の確認済証
- ・概要書処分欄に記載(※1)
- 台帳記載事項証明(※1)

書類はあります

検査(完了)済を証する下記のいずれか の書類をご用意願います。

- 住宅の完了検査済証
- ・概要書処分欄に記載(※1)
- ・台帳記載事項証明(※1)

書類はあります

階段昇降機設置の確認申請 (※4)を提出してください。



階段昇降機の確認済証を発行します。

1

高齢福祉課在宅支援係(障がい者は障がい援護担当課各障がい 援護係)の補助金申請の書類に添付してください。

書類はありません

階段昇降機の補助金の 申請はできません

書類はありません

設置可能性に関する簡易事前ヒアリングを 行います。(※2)

- ・階段幅や停止場所の寸法
- ・違法増築等の有無の確認(所有者)
- 違反部分がある場合の是正対応の可否



建築士等による建築物の法適合性のチェックを行ってください。(※3)

適法ではありません

階段昇降機の補助金の 申請はできません

適法です

☆ 4 号建築物の場合の流れ☆

建築基準法第6条第1項第4号 に分類される建築物です。



以下の内容を施工者に確認願います。

- 1 施工者の責任による安全の担保をお願いします。
- 2 昇降機設置後の階段幅を確保願います。



高齢福祉課在宅支援係(障がい者は障がい援護担当課 各障がい援護係)へ補助金申請ができます。

- ※1 概要書処分欄の記載内容又は台帳記載事項証明により、建築物が確認済さらには 検査完了済であることを確認します。足立区建築審査課管理係窓口までお越しくだ さい。
- ※2 調査費用が伴う建築士等による建築物の法適合性チェックの前段階において、区が階段昇降機の設置可能性について所有者へ簡易事前ヒアリングを行います。 建築士等の詳細調査を進めた結果、建築物の違法性が判明し、大幅な是正工事等を行わなければ階段昇降機の設置が不可となる場合もありますので、区から所有者へ十分に説明します。
- ※3 階段昇降機の確認申請に際して、建築物が確認申請図面と相違ないことを確認する必要があるため、この証として建築基準法第 12 条第 5 項による報告又は同等の内容を証する書類の提出が必要になります。この手続きには別途調査費等が必要となります。
- ※4 足立区建築審査課、または指定確認検査機関へ確認申請を行ってください。別途 設計料、申請手数料等が必要となります。

ご注意:建築物の構造や強度により階段昇降機の設置に適さない場合があり

	·
件 名	【追加】地域包括支援センター新田の事業業務委託の公募型プロポーザ ルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
	地域包括支援センター事業業務委託プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。
	1 業務名 地域包括支援センター新田の事業業務委託
	2 業務目的、内容 新田地区(新田、宮城、小台)を担当地域とする地域包括支援センター 新田の運営業務
	3 特定した相手方 (1)事業者名 社会福祉法人 白寿会(理事長 川名 美枝子) (2)所在地 足立区扇一丁目3番5号
	4 申込事業者数 3 事業者
内 容	5 現在の受託者 社会福祉法人 愛寿会
	6 提案価格 41,741,000円(非課税)
	7 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長5回まで(令和11年3月31日 まで)契約を更新することができる。
	8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント 地域包括支援センター新田の事業について、次のとおり、業務の理解度 及び事業計画の実現性が優れていた。 (1) 区独自の取組みである実態把握の目的と効果に関する十分な理解 (2) 担当地域における交通事情等の特性を考慮した住区センター等への 出張相談等の計画 (3) 小中学校へ認知症の出前講座を行うことにより、子どもを通じてその 家族も含めた多世代へ周知啓発を図る計画

9 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和4年10月3日から令和4年10月14日まで
- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審查事業者数
第1回	令和4年	選定方法や評価項目等の	_
	9月8日	確認	
第2回	令和4年	第一次選考(提案書提出者	3事業者
为 4 凹	10月25日	の選定:書類審査)	3 学禾伯
	令和4年	第二次選考(事業者の特	
第3回	12月9日	定:プレゼンテーション、	3事業者
	12月9日	ヒアリング)	

イ 委員構成(計5名)

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者	大口 達也	高崎健康福祉大学
(有識者含む)	【委員長】	社会福祉学科 講師
TI CI	茂出木 直美	足立区民生・児童委員協議会 第五合同江新地区会長
区民	村岡 孝次	足立区町会·自治会連合会 厚生部副部長
	宮本 博之	福祉部高齢者施策推進室長
区職員	松本 令子	地域のちから推進部多様性社 会推進課長

ウ審査項目及び審査結果

別紙4「地域包括支援センター新田の事業業務委託提案書提出者選 定結果(第一次)及び提案書特定結果(第二次)」のとおり

10 その他

- (1) 令和4年12月27日 特定した事業者に、履行開始までの流れを説明
- (2) 令和5年 1月31日 特定した事業者向けの事業説明会を開催
- (3) 令和5年 2月 1日以降 現在の受託法人から業務の引継ぎ

問題点

地域包括ケア推進課及び現在の受託法人で、新たに特定した事業者と綿密 今後の方針な調整を行い、履行開始日に向け、業務の引継ぎを進める。

地域包括支援センター新田の事業業務委託提案書提出者選定結果 及び提案書特定結果 (第二次)

		評 価 項 目	配点計	白寿会	B者	C者
	1	会社の安全方針	25	25	25	25
_	2	受託実績	60	0	0	0
次審査	3	地域精通度	50	42	38	34
查	4	業務の理解度・論理性	150	124	108	100
提案書	5	応募の動機	50	44	38	38
辛書	6	正確性	65	65	45	65
提出	7	人員体制	100	96	80	58
者の		小 計	500	396	334	320
選 定)	加点	社会貢献・地域貢献	15	15	15	15
	から	区内事業者	15	15	0	15
		小 計	30	30	15	30
		合 計	530	426	349	350
	1	法人の理念	25	20	19	17
	2	業務の理解度	75	61	56	56
<u></u>	3	人員体制	100	97	89	74
次審	4	事業計画・実現性	100	83	66	64
查(5	安全管理	50	42	35	39
提案書	6	コスト	25	20	20	20
書の	7	プレゼン全体	50	44	40	35
特定)	8	受託実績	60	0	0	0
()	9	法人独自の地域づくりの 取り組み	15	13	13	9
		小 計	500	380	338	314
	加点	区内事業者	15	15	0	15
	小計		15	15	0	15
		合 計	515	395	338	329
		結 果		1位	2位	3位

[※] 評点は、委員5人の点数の合計である。

	<u> </u>
件名	【追加】足立区一般介護予防教室管理運営業務委託の公募型プロポー ザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
	足立区一般介護予防教室管理運営業務委託事業者選定委員会における プロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として 特定したので、以下のとおり報告する。
	1 業務名 足立区一般介護予防教室管理運営業務委託
	2 業務目的、内容 高齢者の介護予防を目的とした一般介護予防教室(みんなで元気アップ教室、高齢者体力測定会等)の運営業務
	3 特定した相手方 (1) 事業者名 セントラルスポーツ株式会社(代表者 後藤 聖治) (2) 所在地 中央区新川一丁目 2 1 番 2 号 茅場町タワー
	4 申込事業者数 3 事業者
内容	5 現在の受託者 セントラルスポーツ株式会社
	6 提案価格 51,982,400円(税込)
	7 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで(令和8年3月31日 まで)契約を更新することができる。
	8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント 一般介護予防教室の管理運営業務について、次のとおり、業務内容の 理解度及び教室事業に対する提案内容の実現性が優れていた。 (1)高齢者が主体となって介護予防をするための自主グループ化に関する十分な理解 (2)オンラインに関して、苦手な高齢者でも参加しやすく、多世代と交流できる独自提案

9 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和4年10月3日から令和4年10月7日まで
- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審查事業者数
第1回	令和4年 9月5日	選定方法や評価項目等の 確認	-
第2回	令和4年 11月9日	第一次選考(提案書提出者 の選定:書類審査)	3事業者
第3回	令和4年 12月14日	第二次選考(事業者の特定:プレゼンテーション、 ヒアリング)	2事業者

イ 委員構成(計7名)

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者	山中 崇 【委員長】	東京大学大学院医学系研究科 在宅医療学講座 特任准教授(医学博士)
(有識者含む)	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター 研究所 社会参加と地域保健 研究チーム研究部長(医学博士)
	茂出木 直美	足立区民生・児童委員協議会 第五合同江新地区会長
区民	高尾 都茂子	アクティブライフ研究所 所長 (健康運動指導士)
	鈴木 香世	足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター 地域福祉部長補佐
区職員	宮本 博之	福祉部高齢者施策推進室長
	半貫 陽子	衛生部衛生管理課長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙 5「足立区一般介護予防教室管理運営業務委託提案書提出者 選定結果(第一次)及び提案書特定結果(第二次)」のとおり

10 その他

- (1) 令和5年1月下旬 仕様書確定、契約締結
- (2) 令和5年3月 事業周知(広報、HP、リーフレット作成等)
- (3) 令和5年4月から 事業開始

問題点

令和5年度上半期終了後に、事業評価を実施する。事業評価によって確 今後の方針│認した改善点は、下半期での事業実施に反映させる。

足立区一般介護予防教室管理運営業務委託提案書提出者選定結果(第一次)提案書特定結果(第二次)

開催日:令和4年11月9日(第一次審査)、令和4年12月14日(第二次審査)

	開催日: 令和4年11月9日(第一次審查)、令和4年12月14日(第二次審查) 評価項目					B者	C者
一次審査(提案書提出者選定)	1	経営	営基盤及び経営状況の健全性	120	96	72	120
	2	個人	情報保護・危機管理体制	120	68	68	72
	3	各種	重介護予防教室等の受託実績	120	112	112	44
	4	業務	8の実施体制	120	116	112	36
度 定	5	足立	区の考える業務目的への理解度	120	112	100	48
			合 計	600	504	464	320
	1	業務	8実施方針	75	69	57	
	2	業務	5実施体制	50	44	38	
	3	危機	後管理体制	25	19	19	
	4	事	みんなで元気アップ教室	50	44	38	
	5	業実現	元気アップサポーター養成研修	50	42	38	
一次 審 査	6	光可能	高齢者体力測定会	25	21	20	
$\overline{}$	7	性	オンラインを活用した介護予防教室	50	40	42	
提案書	8	個人	情報管理体制の的確性	25	19	19	非
\mathcal{O}	9	提案	尽見積価格	25	15	25	選
特定)	10	実現	見可能な独自の提案の内容	75	63	54	定
	11	説明の説得力			22	18	
	12	2 資料作成能力 25				17	
	小 計				415	385	
	加点 区内経済活性化、社会的貢献度・地域貢献度				25	25	
	小計				25	25	
_	合 計 525					410	
	結 果					2位	

[※] 評点は、一次審査は委員6人、二次審査は委員5人の点数の合計である。

[※] 一次審査の評価項目 2 「個人情報保護・危機管理体制」はプライバシーマーク等個人情報関連の資格未取得や書面審査では確認できない点で、各者点数が低い。

件名	【追加】旧本木東小学校跡地を活用した特別養護老人ホームの整備・運 営事業者の公募結果について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
	旧本木東小学校跡地を活用した特別養護老人ホームの整備・運営事業者 の公募について、足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会による 審査の結果、以下の事業者を選定したので報告する。
	 1 選定事業者 (1)事業者名
	2 申込事業者数 7 事業者
内容	 3 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント ・ 財務状況や介護保険事業の実績、施設の運営体制など、全ての項目において評価が非常に高かった。 ・ 介護人材の確保・育成対策については、法人全体で体系的に進められており、離職率も低く、高評価であった。 ・ 組織力がしっかりしていて、職員が安心して働ける環境である。職員が定着することにより、介護サービスの向上が見込まれる。 ※ 過去の主な事件・事故として、入浴時の転落事故、誤飲による窒息死亡事故があったことで減点となっている。 事故直後は、いずれも適切な対応がとられている。また、再発防止策についても、検証委員会による分析や職員研修を実施するなど、改善が進んでいると評価された。
	 4 整備概要 (1)整備地(旧本木東小学校跡地) 足立区本木一丁目448番4の一部 敷地面積 約4996.79㎡

(2) 施設内容(予定)

特別養護老人ホーム(153床)

延床面積 約8348.83㎡

6階建て、鉄筋コンクリート造

内訳:ユニット型個室 99床

従来型個室 9床

従来型多床室 45床

併設:ショートステイ 20床

認知症対応型通所介護

居宅介護支援事業所

防災倉庫 (51.03 m²)

防災拠点型地域交流スペース

- ※ 420.02㎡ (トイレ等の付帯設備除く)
- ※ 6階建ての6階、第一次避難所として指定予定
- ※ 平時は、地域交流イベント、勉強会の開催や町会・自 治会等への貸出、子どもの居場所づくり事業への協力と して活用予定
- (3) 開設予定時期

令和7年12月

5 選定までの経緯

- (1) 公募期間 令和4年9月5日から令和4年10月14日まで
- (2) 選定審査会

ア 審査会開催状況

	開催日	内 容	審查事業者数
第1回	令和4年 11月21日	選定方法や評価項目等の確認 及び第一次選考(書類審査) ※ 7事業者中5事業者が、 第一次審査を通過した。	7事業者
第2回	令和4年 12月14日	第二次選考 (プレゼンテーション、ヒアリ ング)	3事業者
第3回	令和4年 12月20日	第二次選考 (プレゼンテーション、ヒアリ ング)	2事業者

イ 審査項目及び審査結果

別紙6「令和4年度 足立区地域密着型サービス等事業者選定等 審査会(特別養護老人ホーム) 選定結果」のとおり

※ 第一次審査の評点は加算せず、第二次審査の評点で最終順位を 決定

6 今後のスケジュール(予定)

日付	内容				
令和5年2月10日締切	事業者が、東京都へ補助協議書を提出				
7月・10月頃	東京都による補助協議の審査会(2回実施)				
11月下旬	東京都が事業者に対して補助内示				
1 2月頃	事業者と区で、特別養護老人ホームの整				
	備・運営に関する基本協定を締結				
令和6年1月頃	事業者と区で、区有地の一般定期借地権設				
	定契約				
2月頃	特別養護老人ホームの着工				
令和7年9月頃	特別養護老人ホームの竣工				
12月頃	特別養護老人ホームの開設				

問題点

令和7年度の特別養護老人ホームの開設に向けて、地域、事業者、東京 今後の方針 都などと、緊密に連携しながら施設整備を進めていく。

別紙6

令和4年度 足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会(特別養護老人ホーム) 選定結果

第一次審查:令和4年11月21日、第二次審查:令和4年12月14日、20日

評価項目		配点	(福)ファミリー	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人	F法人	
	1	組織の安定性	30	26. 33	25. 34	23. 67	23.67	20.66	19. 33	19. 33
一次審査	2	運営の安定性	40	30. 50	28. 33	27.67	29.83	29. 17	27.67	24. 83
	3	事業計画の内容	30	25. 33	25. 50	24. 66	24. 50	24. 00	23. 50	21. 67
	4	区内経済活性化	加算	2. 47	3. 96	0.00	2. 34	0.00	2. 12	0.00
第一次審査評点		100	84. 63	83. 13	76. 00	80. 34	73. 83	72. 62	65. 83	
	1	法人の財務状況、資金計画の妥当性	15	14.00	13. 17	13. 17	11.83	10.83	_	-
	2	法人の理念、施設整備・運営方針	25	20. 50	21.00	20.67	19.00	17. 17	_	_
二次	3	介護保険事業の実績	10	9. 33	8. 66	9.00	9. 33	8.00	-	_
一次審査	4	施設の管理運営体制	35	26. 83	26. 67	26. 33	26. 67	25. 83	_	-
	5	地域との関係づくり	15	12.00	12. 50	9.83	11. 67	10. 17	_	-
	6	過去の事件・事故	減点	-0. 27	0.00	0.00	0.00	0.00	-	_
		第二次審査評点	100	82. 39	82. 00	79. 00	78. 50	72. 00	0. 00	0. 00
	結 果			第一位(選定)	第二位	第三位	第四位	第五位	非選定	非選定

[※] 評点は各委員の点数の平均点 ※ 最終順位は第二次審査の評点で決定(第一次審査の評点は加算しない)

[※] 二次審査の評価項目6「過去の事件・事故」は、「事業者の責任によるものか」、「再発防止策は適切か」などを審査し、各委員が各事業者の評点の0%~-5%で評価を行う